

独立行政法人評価分科会における平成 26 年度の取組について(案)

平成 26 年 5 月〇日

政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「基本方針」という。）において、現行の独立行政法人制度の見直しの方針が示され、独立行政法人評価の関係では、中期目標期間終了時の見直し、年度評価、役員の退職金の業績勘案率等に係る業務の見直しについて盛り込まれたところである。

また、当該閣議決定に基づき独立行政法人通則法改正法案（以下「通則法改正法案」という）が第 186 回国会（常会）に提出されたところである。

通則法改正法案成立後は、平成 27 年 4 月から新たな独立行政法人制度がスタートし、政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「政独委」という。）が廃止され、新たに独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）が設置されることとなるため、26 年度においては、新制度へ円滑に移行するための準備作業が必要となる。

さらに、それに伴い政独委においても、現行の独立行政法人通則法（以下「現行通則法」という。）等に基づく既存の業務に加え、制度改正に係る新たな準備作業を担うこととなる。

以上を踏まえ、通則法改正法案が成立することを前提として、平成 26 年度においては、これまで以上に効率的な業務運営に努める必要があることから、以下のとおり取り組むものとする。

1 中期目標期間終了時の見直しについて**(1) 中期目標期間終了時の見直し対象法人の考え方****① 平成 26 年度中に中期目標期間が終了する法人**

平成 26 年度中に中期目標期間が終了する法人は、原則として、現行通則法第 35 条の規定に基づき、全て中期目標期間終了時の見直しの対象となる。しかし、通則法改正法案が成立した場合には、②に述べるとおり、通則法改正法案の規定により、行政執行法人に移行する法人については対象外となる。

② 行政執行法人に移行する法人

行政執行法人に移行する法人については、通則法改正法案の附則第 9 条の規定により、現行の中期目標期間は平成 27 年 3 月末で一斉に終了し、同年 4 月から新たな単年度管理型の法人となる。

また、通則法改正法案の附則第 12 条の規定により、行政執行法人に移行する法人は現行通則法第 35 条の適用除外とされていることから、平

成 26 年度に中期目標期間が終了する国立公文書館を含め、これらの法人については見直しの対象としない。

③ 中期目標管理法人に移行する法人

中期目標管理法人に移行する法人（①に該当する法人を除く。）については、通則法改正法案の附則第 8 条の規定により、平成 27 年 4 月以降も現行の中期目標が新制度における中期目標とみなされることから、中期目標管理法人への移行にもかかわらず見直しは実施しない。

なお、これらの法人については、現行の中期目標期間の最終年度に見直しを実施することとなる。

④ 研究開発法人に移行する法人

研究開発法人に移行する法人（①に該当する法人を除く。）については、通則法改正法案の附則第 8 条の規定により、平成 27 年 4 月以降も現行の中期目標が新制度における中長期目標とみなされることから、研究開発法人への移行にもかかわらず見直しは実施しない。

なお、これらの法人については、現行の中長期目標期間の最終年度に見直しを実施することとなる。

以上の考え方を踏まえ、平成 26 年度に中期目標期間終了時の見直しにおいて政独委の審議の対象とする法人は別紙のとおりである。なお、今後、法人の統合スケジュール等によっては対象法人の追加もあり得る。

(2) 中期目標期間終了時の見直しについての審議手順

中期目標期間終了時の主要な事務・事業の見直しについての審議手順については例年と同様とする。

2 年度評価について

(1) 年度評価の実施についての考え方

新制度下における年度評価は主務大臣の責任において実施することとなり、委員会は二次評価を行わないことから、年度評価における二次評価は、平成 26 年度に政独委が行うものが実質最後となる。

これまで年度評価の視点については、年度評価の具体的取組として取りまとめてきたが、平成 26 年度においては本取組に盛り込むこととする。その内容は次のとおりである。

【年度評価の視点】

- i 以下について明らかにした上で評価を行っているか。
 - ・ 業務等への取組状況と実績
 - ・ 中期目標等に照らした業務等の達成状況や進捗状況

- ・ 目標未達成の業務等について、その要因と改善方策等
- ・ 業務等への取組により得られた成果・効果（アウトカム）
- ii 過去の指摘（勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等）を踏まえた取組について明らかにした上で評価を行っているか。
- iii 電子化等による業務の効率化に関する取組状況を明らかにした上で評価を行っているか。
- iv 過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化に係る取組について適切に評価を行っているか。
特に、最近の独立行政法人をめぐる動き等を踏まえ、ガバナンス機能の発揮、契約事務の適正化等に係る評価について留意することとする。
- v 保有資産の保有の妥当性について、政府方針、会計検査院の指摘等を踏まえた評価を行っているか。

(2) 年度評価作業の実施手順等

通則法改正法案において、総務大臣は評価に関する指針を作成することとされている。その中に評価の視点として、これまでの年度評価における共通的な指摘事項を精査した上で反映させる予定であると理解している。

その上で、政独委は例年どおり二次評価作業を実施する。当該作業の結果、指摘すべき事項が認められた場合、上記の評価の視点に含まれているか否かをチェックし、当該評価の視点に含まれておらず、個別に指摘する特段の理由が認められるものについて意見を付することとする。

3 業績勘案率について

基本方針において、新制度下における役員の退職手当への業績の反映については、政独委及び各府省評価委員会が廃止されることから、主務大臣の責任の下で、業績を的確に反映できるような弾力的な仕組みとすることとされている。

このため、平成 26 年度中に政独委としての業績勘案率に係る審議を確実に終了する必要があることを念頭に置いて、円滑かつ迅速に審議を行う。

4 政独委における目標・評価の指針案の調査審議について

(1) 目標・評価の指針案の調査審議の実施に係る考え方

通則法改正法案において、総務大臣は中期目標、中長期目標及び年度目標の策定並びに評価に関する指針（以下「目標・評価の指針」という。）を定めようとするときは、あらかじめ委員会の意見を聴くこととされ、委員会は必要な意見を述べることとされている。また、通則法改正法案の附則第 2 条に基づき、平成 26 年度は、委員会の当該業務を政独委が行うこととされている。

したがって、平成 26 年度においては、政独委が総務大臣からの求めに応

じ必要な意見を述べることとなる。

(2) 目標・評価の指針案の調査審議に係る作業手順

通則法改正法案が成立した後、総務大臣から目標・評価の指針案が政独委に付議された際には、政独委は必要に応じ目標・評価の指針案について審議し、必要な意見を述べるとともに、当該意見を公表する。

なお、政独委においては、総務大臣から意見を求められた際に迅速な審議が行えるよう、所要の検討を行う。

5 政独委における新中期目標案の点検について

(1) 新中期目標案の点検の実施に係る考え方

通則法改正法案において、主務大臣は中期目標管理法人の中期目標、研究開発法人の中長期目標を定めようとするときは、あらかじめ委員会の意見を聴くこととされている。また、通則法改正法案の附則第2条に基づき、平成26年度は、委員会の当該業務を政独委が行うこととされている。

したがって、平成26年度においては、政独委が主務大臣の作成した新中期（中長期）目標案に対し必要な意見を述べることとなる。

なお、政独委が新中期（中長期）目標案の点検の対象とする法人については、今後精査した上で確定する。

(2) 新中期目標案の点検に係る作業手順

主務大臣から政独委に新中期（中長期）目標案が提出された際には、政独委は、新中期（中長期）目標案が総務大臣の定めた目標の指針に沿ったものとなっているか、さらに目標の具体性や明確性、目標の内容・水準の適切性もチェックした上で、必要な意見を述べるとともに、当該意見を公表する。

なお、上記のチェック作業は、例年の勧告の方向性のフォローアップ作業と合わせて行うものとする。

6 独立行政法人評価分科会の活動の総括について

平成27年4月から新たな独立行政法人制度へ移行することから、これまでの独立行政法人評価分科会の活動実績、成果等について総括する。

(別紙)

平成 26 年度における中期目標期間終了時の見直し対象法人

所管府省 (法人数)	法人名
文部科学省 (1)	・ 日本原子力研究開発機構
厚生労働省 (9)	・ 国立健康・栄養研究所 ^(注1) ・ 医薬基盤研究所 ・ 年金積立金管理運用 ・ 国立がん研究センター ・ 国立循環器病研究センター ・ 国立精神・神経医療研究センター ・ 国立国際医療研究センター ・ 国立成育医療研究センター ・ 国立長寿医療研究センター
経済産業省 (2)	・ 産業技術総合研究所 ・ 日本貿易振興機構
法人数合計	12 法人

(注1) 国立健康・栄養研究所の中期目標期間は平成 27 年度末までであるが、27 年 4 月に医薬基盤研究所と統合するため、26 年度が中期目標期間の最終年度となることから、それに合わせて見直しを行うもの。

(注2) 行政執行法人(単年度管理型の法人)に移行する法人については、平成 26 年度中に中期目標期間が終了する国立公文書館も含めて見直しは行わない。